

商標審查基準改正案 (抜粋)

七、第4条第1項第9号（博覧会の賞）

政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）

1. 博覧会は広く解し、品評会を含むものとする。
2. 本号でいう「政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの」かどうかは、以下の「特許庁長官の定める基準」（平成24年特許庁告示〇号）に適合するかどうかにより判断するものとする。
 - (1) 産業の発展に寄与することを目的とし、「博覧会」「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。
 - (2) 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、本号の趣旨に照らして適当であると判断されるものであること。
 - (3) 政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これに準ずるものであること。

（注）上記2. の基準は、平成24年4月1日より施行するものとする。
3. 本号でいう「その賞を受けた者」には、その者の営業の承継人を含むものとする。

九、第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）

当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務（第6条第1項（第68条第1項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。）又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

1. ないし3. 略

4. 引用商標の商標権の存続期間経過後であっても、第20条第3項又は第21条第1項の規定に基づく更新登録の申請があったとき又は国際登録に基づく商標権の場合は、議定書第7条（4）の規定に基づく国際登録の存続期間の更新があったときは、引用商標の商標権の存続期間が更新されることに十分留意して、本号を適用するものとする。

ただし、引用商標の商標権者が引用商標の商標権の存続期間の更新申請をしない旨の意思表示をし、存続期間の更新がないことが明らかになった場合は、この限りでない。

（注）上記4. の基準は、平成24年4月1日より施行するものとする。

（以下略）

~~十一、第4条第1項第13号（商標権消滅後1年を経過していない他人の商標）~~

~~商標権が消滅した日（商標登録を取り消すべき旨の決定又は無効にすべき旨の審決があつたときは、その確定の日。以下同じ。）から1年を経過していない他人の商標（他人が商標権が消滅した日前1年以上使用をしなかつたものを除く。）又はこれに類似する商標であつて、その商標権に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用するもの~~

- ~~1. 本号の規定の適用に際しては、商標権の存続期間経過後であっても、第20条第3項又は第21条第1項の規定に基づく更新登録の申請があつたときは、商標権の存続期間が更新されることに充分留意するものとする。~~
- ~~2. 第53条の2に規定する商標登録の取消審判において登録を取り消す旨の確定審決を受けた請求人が、当該取り消された登録商標と同一又は類似の商標であつて、その指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務を指定する商標登録出願をしたときは、本号の規定は適用されない（第4条第4項参照）。~~

第 9 第 9 条

(出願時の特例)

第 9 条 政府等が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに出品した商品又は出展した役務について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者又は役務を出展した者がその出品又は出展の日から 6 月以内にその商品又は役務を指定商品又は指定役務として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものとみなす。

2 商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商標登録出願に係る商標及び商品又は役務が同項に規定する商標及び商品又は役務であることを証明する書面を商標登録出願の日から 3 0 日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

1. 博覧会は広く解し、品評会を含むものとする。
2. 本条第 1 項でいう「政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの」及び「パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの」かどうかは、以下の「特許庁長官の定める基準」（平成 24 年特許庁告示○号）に適合するかどうかにより判断す

るものとする。

(1) 産業の発展に寄与することを目的とし、「博覧会」「見本市」等の名称の如何にかかわらず、産業に関する物品等の公開及び展示を行うものであること。

(2) 開設地、開設期間、出品者及び入場者の資格、出品者数並びに出品物の種類及び数量等が、本項の趣旨に照らして適当であると判断されるものであること。

(3) 日本国において開催される博覧会については、原則として、政府等が協賛し、又は後援する博覧会その他これに準ずるものであること。

(注) 本規定に関する基準は、平成 24 年 4 月 1 日より施行するものとする。